

廃止

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな						
氏名又は名称	(通称名: )					
代表者氏名						
住所						
電話番号						

届 出 内 容

- ① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置) ④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)  
 ② 代表者 ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力  
 ③ 営業所の名称及び位置 ⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力

記載欄	営業所名	新		旧	
①					
②					
③					
④	軽(普通)	両 ( 名)	軽(普通)	両 ( 名)	
	軽(霊柩)	両 ( 名)	軽(霊柩)	両 ( 名)	
	二輪	両 ( 名)	二輪	両 ( 名)	
⑤	位置		位置		
	営業所からの距離	m	営業所からの距離	m	
	収容能力	m <sup>2</sup>	収容能力	m <sup>2</sup>	
⑥	位置		位置		
	収容能力	m <sup>2</sup>	収容能力	m <sup>2</sup>	

廃止届出  譲渡届出  分割届出  合併届出  死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変 更 理 由 等

※廃車又は変更する車の現在のナンバー ( )

※事業をやめる理由 ( )

※事業廃止日 ( 年 月 日 )

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。  
 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。  
 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所  
氏名  
(名称)

【備考: 本届出を郵送にて提出される方へ】

①本届出正副各1通(副はコピーでも可)②住所を記載した返信用封筒(所定額の切手を貼ったもの)を同封の上、以下の宛先まで提出して下さい。  
 〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2丁目4-25 中部運輸局静岡運輸支局 軽貨物担当あて TEL:054-261-1191

## 貨物軽自動車運送事業の経営変更等届出様式を使用した場合の記入要領

### 1. 届出日の欄

変更届出書を運輸支局に届出する日を記入してください。

### 2. 変更予定日の欄

変更を予定する日を記入してください。

また、事業の廃止、譲渡及び分割の届出の場合はそれぞれの日を記入し、合併の届出の場合は合併の日を記入し、死亡の届出の場合は被相続人の死亡の日を記入してください。

### 3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄

(1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の氏名を記入してください。(記入例: ○○ 一郎)

なお、事業を行っている方の氏名を変更している場合は、変更後の氏名を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の氏名を記載し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の氏名を記入してください。

(2) 法人名義で事業を行っている場合は、会社の名称を記入してください。(記載例: 株式会社 ○○運送)

なお、商号変更により名称を変更している場合は、変更後の名称を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、事業を承継した法人の名称を記入してください。

### 4. 代表者氏名の欄

法人名義で事業を行っている場合に、代表者の氏名を記入してください。

また、代表者を変更している場合は変更後の代表者の氏名を記入してください。

### 5. 住所(主たる事務所の位置)の欄

(1) 個人名義で事業を行っている場合は、その方の住所を記入してください。

住所を変更している場合は、変更後の住所を記入してください。

また、事業の譲渡又は死亡の届出をする場合は、譲渡の場合は事業を承継した方の住所を記入し、死亡届出の場合は相続人のうち当該届出をする方の住所を記入してください。

(2) 法人名義で事業を行っている場合は、その会社の本社所在地を記入してください。

会社の住所(本社所在地)を変更している場合は、変更後の本社所在地を記入してください。

また、譲渡、分割及び合併した場合は、事業を承継した法人の本社所在地を記入してください。

### 6. 電話番号の欄

住所地の電話番号等で、事業に関して連絡先となる電話番号を記入してください。

### 7. 届出等内容

#### (1) 項目番号の欄

① 届出内容の番号に該当する記入欄について、変更後の該当内容を新の欄に記入し、変更前の内容を旧の欄に記入してください。

なお、③～⑥の営業所名の欄には、変更に係る営業所の名称を記入してください。

② 譲渡、分割及び合併した場合又は死亡届出とともに届出人が事業を相続する場合は、事業を承継した後の事業計画を各欄の newly 記入してください。

(2) 廃止、譲渡、分割、合併及び死亡の届けでの場合は、該当するものの口にレ点してください。

(3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。

### 8. 変更理由等

(1) 上記7. (1)①の場合は、変更の理由を簡単に記入してください。

(2) 上記7. (1)①のうち、譲渡、分割及び合併の届出の場合は従前の事業者の氏名又は名称を記入し、死亡届出の場合は従前の事業者である被相続人の氏名を記入してください。

### 9. 運行管理体制を記載した書面

譲渡、分割及び合併の届出をする場合は、併せて記入すること。

#### (1) 所属営業所名の欄

営業所の名称を記入してください。

#### (2) 運行管理の責任者氏名の欄

上記営業所における、日常の運行管理の責任者の氏名を記入してください。

(記入例)

・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。

・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した方の氏名を記入してください。

(3) 営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法

2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。

### 10. 宣誓書

自動車車庫の位置及び収容能力の変更、譲渡、分割及び合併の届出をする場合に、自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないことが確実である場合に、増車する場合において貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。